

福岡県公報

平成27年2月20日
第3670号

目次

告示(第112号-第131号)

| | |
|--|-------------------|
| ○青少年に有害な図書類の指定 | (青少年課) …………… 1 |
| ○「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック」の販売代金の収納の事務の委託 | (自然環境課) …………… 2 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) …………… 2 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) …………… 2 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) …………… 2 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) …………… 3 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) …………… 3 |
| ○地方卸売市場の廃止の許可 | (園芸振興課) …………… 3 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) …………… 3 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) …………… 4 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) …………… 4 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) …………… 4 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) …………… 4 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) …………… 5 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) …………… 5 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) …………… 6 |
| ○保安林予定森林の所在場所等 | (農山漁村振興課) …………… 6 |
| ○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) …………… 6 |
| ○土砂災害警戒区域の指定 | (砂防課) …………… 7 |

| | |
|-------------------------------|--------------------|
| ○土砂災害特別警戒区域の指定 | (砂防課) …………… 7 |
| 公 告 | |
| ○福岡県都市計画審議会の開催 | (都市計画課) …………… 7 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (社会活動推進課) …………… 8 |
| ○漁船法に基づく聴聞の期日における審理の公開 | (漁業管理課) …………… 8 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) …………… 8 |
| ○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧 | (廃棄物対策課) …………… 8 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (中小企業振興課) …………… 9 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (中小企業振興課) …………… 9 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (中小企業振興課) …………… 9 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (中小企業振興課) …………… 10 |
| ○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 | (中小企業振興課) …………… 10 |
| ○福岡県行政手続条例に基づく意見募集 | (保健衛生課) …………… 10 |
| ○福岡県行政手続条例に基づく意見募集 | (廃棄物対策課) …………… 11 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) …………… 11 |
| ○争議行為の通知 | (労働政策課) …………… 11 |
| ○建設業の営業の一部停止 | (建築指導課) …………… 11 |

告 示

福岡県告示第112号

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

| 種類 | | 題名 | 図書番号等 | 発行所 | 指定理由 |
|----|---|-------------|------------|-------------|---|
| 図書 | 1 | 実話時代3月号 | 雑誌15277-03 | 株式会社メディアボーイ | 青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 図書 | 2 | 実話ドキュメント3月号 | 雑誌15115-3 | マイウェイ出版株式会社 | |

福岡県告示第113号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック－」及び「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック－普及版」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

| 委託先 | 所在地 | 委託期間 |
|--------|------------------------|-------------------------|
| 川茂株式会社 | 東京都千代田区三番町24-3 三番町MYビル | 平成27年2月6日から平成27年3月31日まで |

福岡県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|------|-------|-----------------------------|-------------------|--------------|
| 朝倉 | 一般国道 | 386号 | 前 | 朝倉市須川2510番先から朝倉市比良松608番8先まで | 8.2 ～ 20.6 | 332.5 |
| | | | 後 | 朝倉市須川2510番先から朝倉市比良松608番8先まで | 11.8 ～ 20.6 | 332.5 |

福岡県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|------|-------|----------------------------|-------------------|--------------|
| 朝倉 | 一般国道 | 386号 | 前 | 朝倉市古毛800番1先から朝倉市古毛837番2先まで | 15.9 ～ 19.0 | 40.0 |
| | | | 後 | 朝倉市古毛800番1先から朝倉市古毛837番2先まで | 17.3 ～ 19.5 | 40.0 |

福岡県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年2月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|------|--------------------------------|
| 朝倉 | 386号 | 朝倉市古毛800番1先から 朝倉市古毛837番2先まで |

福岡県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|--------|-------|----------------------------------|-------------------|--------------|
| 直方 | 県道 | 八木山公園線 | 前 | 宮若市宮田2037番4先から 宮若市金生2188番1先まで | 14.8 ～ 57.5 | 158.9 |
| | | | 後 | 宮若市宮田2037番4先から 宮若市金生2188番1先まで | 15.2 ～ 57.5 | |

福岡県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|-------|-------|--|-------------------|--------------|
| 直方 | 県道 | 新植延木線 | 前 | 鞍手郡鞍手町大字新北 2013番1先から 鞍手郡鞍手町大字中山 2755番3先まで | 10.0 ～ 24.0 | 610.0 |
| | | | 後 | 鞍手郡鞍手町大字新北 2013番1先から 鞍手郡鞍手町大字中山 2755番3先まで | 10.0 ～ 24.0 | |

福岡県告示第119号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定に基づき、次のように地方卸売市場の廃止を許可したので、福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第46条第1号の規定により告示する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

| 卸売市場の名称 | 卸売市場の所在地 | 取扱品目の部類 | 開設者の名称及び代表者氏名 | 卸売市場の廃止年月日 |
|--------------|-------------------|---------|------------------------|----------------|
| 地方卸売市場椎田青果市場 | 築上郡築上町高塚 129-2 | 青果部 | 有限会社椎田青果 代表取締役 杉山幸生 | 平成27年 3月31日 |

福岡県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|-------|--------------|-------|---|-------------------|---------------|
| 直 方 | 県道 | 宗 像 線 篠 栗 | 前 | 宮若市三ヶ畑1202・1203 番合併2先から 宮若市三ヶ畑1209番1先 まで | 10.5 ～ 29.1 | 202.0 |
| | | | 後 | 宮若市三ヶ畑1202・1203 番合併2先から 宮若市三ヶ畑1211番1先 まで | 10.5 ～ 29.1 | 202.0 |

福岡県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年2月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小 川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 |
|----------|--------------|---|
| 直 方 | 宗 像 線 篠 栗 | 宮若市三ヶ畑1202・1203番合併2先から 宮若市三ヶ畑1211番1先まで |

福岡県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年2月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小 川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 |
|----------|--------------|-------------------------------------|
| 福 岡 | 福 岡 東環状 線 | 糟屋郡粕屋町大字戸原3番1先から 糟屋郡粕屋町大字戸原1番先まで |

福岡県告示第123号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
北九州市門司区大字恒見字マコメ1の3（次の図に示す部分に限る。）、字井ノ浦110の1（次の図に示す部分に限る。）、字猿尾111（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第124号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字井手浦字貴船737の1・916（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字古観野919の1・919の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第125号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

遠賀郡岡垣町大字上畑字山ノ口993・1017の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第126号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字貫字エボシ岩377（次の図に示す部分に限る。）、字サヤノ元378の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第127号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市黒川字大北2971の1、3061の1、3061の2、3062、2974の2・2975（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第128号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町勝山大久保字沼687の3、勝山松田字善棚3718、3719、字葉山下3721（次の図に示す部分に限る。）、字余り3864、字鳥井原3869の2、3869の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字沼687の3（次の図に示す部分に限る。）、字善棚3718・3719（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字葉山下3721、字鳥井原3869の2・3869の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第129号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
田川郡川崎町大字安眞木字不動2365の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第130号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|----------------------------|---------------------|
| 豆塚-1 | 糟屋郡須恵町大字植木（別紙図面1に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 豆塚-3 | 糟屋郡須恵町大字植木（別紙図面2に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |

備考 別紙図面は省略し、その図面を須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第131号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|----------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 豆塚-1 | 糟屋郡須恵町大字植木（別紙図面1に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面1に記載する表のとおり |

備考 別紙図面は省略し、その図面を須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第224回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

1 日時

平成27年2月27日 午前10時30分

2 会場

福岡市博多区千代一丁目20番31号

ホテルレガロ福岡 レガロホールA

3 予定議案

大牟田都市計画道路の変更（福岡県決定）について

大牟田都市計画臨港地区の変更（福岡県決定）について

田川都市計画道路の変更（福岡県決定）について

飯塚都市計画下水道の変更（福岡県決定）について

久留米市梅満町に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

福岡県都市計画基本方針及び福岡県都市計画の運用方針の改定について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることもある。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年1月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人共生会
 - (2) 代表者の氏名
久木原 洋
 - (3) 主たる事務所の所在地
八女市馬場745番地3
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、八女市及びその周辺地域の高齢者に対して、福祉サービスに関する事業を行い、地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

公告

漁船法（昭和25年法律第178号）第19条において準用する同法第7条第2項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開により行うので、公告する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 不利益処分の根拠となる法令の条項
漁船法第19条第2号
- 2 聴聞の期日及び場所
期日 平成27年3月11日 午後1時30分から
平成27年3月12日 午後1時30分から
場所 福岡県庁北棟4階 海区漁業調整委員会室
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 傍聴の方法
傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。
- 4 聴聞に関する問合せ先
福岡県総務部行政経営企画課法務班
電話番号 092-651-1111（内線2123）
郵便番号 812-8577

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市中央一丁目2120番1及び2120番4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
宗像市自由ヶ丘六丁目26番地1
秀和興産 株式会社
代表取締役 岡本 秀夫

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環

境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社タイヤチップセンター

大野城市御笠川一丁目16番13号

代表取締役 白井 修

2 施設の種類及び処理能力

廃プラスチック類の破碎施設

一日当たり 17.8t

3 設置場所

大野城市御笠川一丁目16番13

4 指定地域

大野城市御笠川、山田及び筒井の各一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県筑紫保健福祉環境事務所環境指導課

6 縦覧の期間

平成27年2月20日から同年3月23日まで

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 八女稲富ショッピングセンター

(2) 所在地 八女市稲富183番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 八女稲富ショッピングセンター

(2) 所在地 八女市稲富183番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 (仮称) コメリパワー須恵店
 - 所在地 糟屋郡須恵町大字旅石字橋本177番1ほか
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 (仮称) ドラッグコスモス八女納楚店
 - 所在地 八女市納楚字前田594ほか
 - 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - 景観法による届出が着手予定の1か月前までに必要であること。
 - 届出書において、4ページ中、6(2)⑤に記載の「市街化区域」を削除すること。
 - 届出書及び別添資料において、「国道443号」の記載箇所については「国道442号」に訂正すること。
- ※(1)の詳細については、八女市建設経済部都市計画課美しい景観係に照会すること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成27年2月2日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ダイレックス東福岡店
 - 所在地 福津市津丸字桜1120番3ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|---------------------------|---------------------------|
| ダイレックス株式会社 代表取締役 大馬 秀昭 | ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 |

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|--|--|
| ダイレックス株式会社 代表取締役 大馬 秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 | ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 |

公告

平成27年度福岡県食品衛生監視指導計画案について、次のとおり意見を募集します。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

- 意見募集期間
平成27年2月13日から平成27年3月16日まで
- 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部保健衛生課に備え置きます。

公告

福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成27年2月10日から平成27年3月11日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部廃棄物対策課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項により公告する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字白銀字辻477番1、478番1、480番1、480番4、480番6、481番9、481番10及び483番1、字内畑556番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

熊本県荒尾市大島103番地の2

有限会社 日新商会

代表取締役 川村 かつ恵

公告

全国労災病院労働組合九州労災病院支部から、人員増員等の要求に関して、平成27年2月24日以降、その組合員の従事する次の職場（独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院）において争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年2月20日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成27年2月6日

2 処分を受けた者の商号等

| 商号 | 主たる営業所の所在地 | 代表者の氏名 | 許可番号 |
|------------|-------------------|--------|--|
| 有限会社トゥービック | 糟屋郡宇美町四王寺坂2-33-10 | 鶴岡 順子 | 平成23年12月5日 福岡県知事許可（般-23） 第95553号 |

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成27年2月20日から平成28年2月19日までの1年間

4 処分の原因となった事実

有限会社トゥービックの元代表取締役である鶴岡修司は、福岡地方裁判所において、公契約関係競売入札妨害罪及び贈賄罪により、平成26年12月1日に懲役2年（執行猶予3年）の判決を受け、同月16日に刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。